

令和2年 第1回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和2年2月19日

愛知中部水道企業団議会

令和 2 年第 1 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議案質疑一覧表	3

第 1 号 (2月19日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	5
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
企業長あいさつ	23
閉会の宣告	23
署名議員	24

愛知中部水道企業団告示第1号

令和2年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月3日

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢 治

1 期 日 令和2年2月19日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	林	ゆきひろ	議員
3 番	月	岡	修	一	議員	4 番	小 野 田	利 信	議員
5 番	宮	田	康	之	議員	6 番	渡 邊	明 子	議員
7 番	広	瀬	裕	久	議員	8 番	塚 本	克 彦	議員
9 番	岡	本	守	直	議員	10 番	青 山	直 道	議員
11 番	石 じ ま	き よ し			議員	12 番	なかじま	和 代	議員
13 番	菱 川	和 英			議員	14 番	石 橋	直 季	議員
15 番	山 下	茂			議員				

不応招議員（なし）

令和 2 年 第 1 回 愛 知 中 部 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会 議 案 質 疑 一 覧 表

番 号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	渡 邊 明 子	議案第 3 号 令和 2 年度愛知中部水道企業団水道事業会計 予算について 《質疑事項》 ①歳入 1 款 2 項 3 目 雑収益について ② 1 款 3 項 1 目 固定資産売却益について ③債務負担行為について 《質疑要旨》 ①車両賃貸料 5 5 5 万 1 0 0 0 円、行政財産目的外使用料 8 0 2 万 4 0 0 0 円の内訳はどのようなか。 ②旧東山第 2 配水場用地売却益について詳細をお聞かせくだ さい。 ③管路耐震化工事を令和 3 年度、老朽管路更新工事を令和 3 年度及び令和 3 年度から令和 4 年度までの債務負担行為と した理由はどのようなか。
2	林 ゆきひろ	議案第 3 号 令和 2 年度愛知中部水道企業団水道事業会計 予算について 《質疑事項》 「第 1 次水道施設整備計画の推進」について 「水道事業にかかわる環境負荷削減事業」について 《質疑要旨》 1. 「第 1 次水道施設整備計画の推進」について 『管路耐震化事業』及び『老朽管路更新事業』が昨年度の 予算より大幅に減っている理由は何か。 『第 1 次水道施設整備計画《位置図》』の中で配水場近く が非耐震適合管となっている箇所が見られるが問題ないか。 2. 「水道事業にかかわる環境負荷削減事業」について 事業費の内訳は。 環境計画の『地球温暖化対策』のうち、現状でどれだけ成

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
2	林 ゆきひろ	果が出ており、今回の事業でどの程度の効果を見込んでいるのか。

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

令和2年第1回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和2年2月19日午後4時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案第1号 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第2号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	林 ゆきひろ 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	小野田 利信 議員
5番	宮田 康之 議員	6番	渡邊 明子 議員
7番	広瀬 裕久 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	岡本 守直 議員	10番	青山 直道 議員
11番	石じま きよし 議員	12番	なかじま 和代 議員
13番	菱川 和英 議員	14番	石橋 直季 議員
15番	山下 茂 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小野田 賢治 君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	局 長	野々山 寛 君
次長（管理）	小 島 千 明 君	次長（技術）	高 津 桂 一 君

専門監兼建設課長	谷澤英一君	総務課長	山田紀夫君
経営企画課長	上村知由君		

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長	水野雅也君	議会事務部局書記	後藤章仁君
経営企画課長 楠佐	白井淳君	豊明市下水道課長	近藤潔君
日進市建設経済部次長兼下水道課長 久手	伊東敏樹君	みよし市長 下水道課長	久野恭司君
下水道課長	古橋剛君	東郷町下水道課長	近藤道明君

◎開会の宣告

○議長（月岡修一議員） 令和２年第１回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを初め３議案でございます。

本定例会は令和２年度の当初予算を審議いたします非常に重要な議会でございます。本定例会のご審議にご精励いただきますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は１５名で、議員定足数に達しております。よって、令和２年第１回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ４時００分）

◎諸般の報告

○議長（月岡修一議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和元年度１１月分から令和元年度１２月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承お願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（月岡修一議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（月岡修一議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めさせていただきます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 皆さん、改めまして、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和２年第１回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月、関東地方の都市で、昭和４８年に布設された口径３０センチメートルの水道管が、経年劣化により破裂して水が噴き出し、一時、およそ３万戸に断水や水道の水が濁るなどの影響が出たという報道がございました。本企業団においては、平成３０年度末で、法定耐用年数４０年を経過した管路が全体の２４％ほどあり、今後も年数の経過とともに増える見込みとなっております。これまでも、本企業団では老朽管対策を取り組んでまいりましたが、令和３年からの次期計画では、経年劣化の著しい管路の更新を最優先として実施する計画としております。

さて、本企業団を取り巻く経営環境は、給水人口は、区画整理事業などにより一定の増加が見込めるものの、水需要は、大口使用者の地下水併用等による水利用の変化、ライフスタイルの多様化や天候の影響により、増減予測が難しい状況ではありますが、令和元年度の給水収益につきましては、昨年度並みになると見込んでおります。

こうした中、令和２年度は、第２次アクアシンフォニー計画の最終年度であることから、基本理念であります「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各事業施策の総仕上げを行うとともに、令和３年度からの新たな計画の開始に向け、安全・強靱・持続の目標を再認識し、費用対効果の検証、緊急度、優先度を勘案し、各種事業を限られた財源の中で着実に達成するように予算を編成させていただきました。

本定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを初め３案件でございます。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（月岡修一議員） 日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

７番、広瀬裕久議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（広瀬裕久議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、２月３日午後１時３０分及び本日午後３時３０分より委員会を開催いたしました。２月３日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日１日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第１号 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について初め３件でございます。議案につきましては、１議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては事前通告がございませんでしたので、議案質疑につきましてのみ２名の事前通告がございました。その取扱いにつきまして確認をいたしました。

議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め１議案、１人１５分以内とし、質疑回数は同一議題については２回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡修一議員） 日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定に基づき、６番、渡邊明子議員及び７番、広瀬裕久議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡修一議員） 日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第 5、議案第 1 号 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第 1 号 愛知中部水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法の一部改正に伴い改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、地方自治法第 2 4 3 条の 2 が新設されたため、条例中の引用箇所に条ずれが生じたことに伴いまして、所要の整理を行うものでございます。内容でございますが、条例第 5 条に規定いたします地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 8 項を、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項へ改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、改正する法律の施行日に合わせまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 1 号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第6、議案第2号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

引き続きまして、私のほうから、議案第2号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係条例の規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、第1条の公益的法人等への職員の派遣に関する条例では、地方公務員法の条項の改正に伴い引用条項を改め、第2条の愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、公表の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を追加し、第3条の愛知中部水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例では、会計年度任用職員を休職の分限処分の対象に加えるとともに、休職の期間を任用時に定めた任期の範囲内と定めるものでございます。第4条の愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について、規則に定める規定を設け、第5条の愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例では、育児休業をしている会計年度任用職員については、勤勉手当の支給及び職務に復帰した場合の号給の調整の対象としない旨の規定を加え、第6条の愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例では、補償基礎額の規定について、給料を支給される職員として会計年度任用職員を加え、第7条の愛知中部水道企業団職員の給与の種類及

び基準に関する条例では、条例の対象となる職員に会計年度任用職員を加え、また、会計年度任用職員に支給しない管理職手当等の除外規定を併せて設けるものでございます。

なお、この条例は、改正する法律の施行日に合わせまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第7、議案第3号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山でございます。

議案第3号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、ご説明をいたします。

お手元の令和2年度の予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。

次に、第2条でございますが、予算の基本となります業務の予定量でございます。給水戸数につきましては13万4,900戸、年間の総給水量は3,507万5,000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業といたしまして、33億1,294万3,000円で、第1次水道施設整備計画に基づく管路耐震化事業、老朽管路更新事業、遠方監視設備更新事業や区画整理等、受託事業を実施する予定でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入といたしまして、第1款の水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までを合わせまして77億9,704万6,000円で、対前年度2.6%、1億9,514万1,000円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用から第3項の特別損失までを合わせまして64億5,893万9,000円で、対前年度1%、6,665万1,000円の増でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入といたしまして、第1款の資本的収入は、第1項の県補助金から第3項の固定資産売却代金までを合わせまして7億7,770万5,000円で、対前年度33.5%、3億9,168万4,000円の減でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の補助金返還金までを合わせまして36億9,533万8,000円で、対前年度24.2%、11億8,034万9,000円の減でございます。

したがって、収入から支出を差し引きますと、1ページの第4条本文、3行目後半に記載してありますとおり、不足する額が28億9,208万8,000円となりますが、この不足額につきましては、減債積立金1,400万円、建設改良積立金2億5,400万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,808万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億1,833万9,000円、過年度分損益勘定留保資金17億2,000万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億9,766万3,000円で補てんするものでございます。

次に、2ページの第5条債務負担行為といたしまして、令和3年度までの管路耐震化工事として、限度額を2億7,469万9,000円、同じく令和3年度までの老朽管路更新工事として、限度額を7億9,909万9,000円、令和4年度までの老朽管路更新工事として、限度額を15億7,047万5,000円と定めるものでございます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用ができる場合は、営業費用、営業外費用及び

特別損失の間に限ると定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費9億311万4,000円と交際費30万円でございます。

第8条は、たな卸資産購入限度額を4,467万9,000円と定めるものでございます。

令和2年2月19日提出。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第3号について、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

6番、渡邊明子議員。

○6番（渡邊明子議員） 6番、渡邊明子。

議長のお許しを得ましたので、3点、議案質疑をさせていただきます。令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、3点、質問をさせていただきます。

1点目、歳入1款2項3目雑収益について、車両賃貸料555万1,000円と、行政財産目的外使用料802万4,000円の内訳はどのようなのでしょうか。

2点目、同じく歳入1款3項1目固定資産売却益1億938万4,000円は、旧東山第2配水場用地処分に伴う売却益とのことですが、売却に至るまでの経緯、内容についての詳細をお聞かせください。

3点目、債務負担行為について、御岳山高区折戸線ほか1件の管路耐震化工事2億7,469万9,000円を令和3年度、日進市五色園1丁目ほか4件の老朽管路更新工事7億9,909万9,000円を令和3年度、同じく日進市五色園4丁目ほか4件の老朽管路更新工事15億7,047万5,000円を、令和3年度から令和4年度までとした理由はどのようなのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 渡邊議員の質疑に対する答弁者、小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

私のほうから、1点目の雑収益と、それから2点目の固定資産売却益についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の雑収益の内訳についてでございますが、車両賃貸料の内訳でございますが、これは、企業団が所有する車両のうち作業車などの15台、それから掘削機等4台の車両を、

サービス協会のほうへ貸付けしているものでございまして、年額547万6,560円となっております。そのほかといたしましては、普通財産用地の貸付けでございまして、年額7万4,611円でございます。

次に、行政財産目的外使用料の内訳ですが、こちら、サービス協会の別館庁舎の使用料として年額700万6,200円、それから職員等への駐車場の使用料といたしまして、年額97万2,000円、そのほか行政財産用地の使用料といたしまして、年額4万6,500円という内訳となっております。

次に、2点目の固定資産売却益の詳細でございます。

今回売却を予定しております旧東山第2配水場ですが、これは、昭和42年に三好町水道事業において建設された施設でありまして、企業団設立時に移管されたものでございます。耐震性の問題から、平成25年に近隣の用地に新築いたしました東山配水場の供用開始に伴って休止施設となり、休止後7年が経過をしております。

この旧東山第2配水場の場所は、みよし市東山台の住宅地に位置をしております、平成28年に策定いたしました未利用財産等の処分計画により、取り壊して売却をするものでございます。

なお、売却予定価格につきましては、面積が1,682平方メートルございまして、固定資産評価額により算定した概算になりますが、1億5,300万円を予定しております。

なお、当初予算に計上いたしました科目の整理といたしまして、1億5,300万円のうち、土地の帳簿原価分の4,361万6,000円を資本的収入の固定資産売却代金に計上し、残額の1億938万4,000円を固定資産売却益としているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。よろしくお願いします。

私からは、3点目についてお答えさせていただきます。

3点目の債務負担行為の理由についてでございますが、令和3年度以降に増大する建設改良事業への対応といたしまして、令和2年度中に設計を行い、令和2年度を含む複数年の契約をして、工事の早期発注により年度内の発注時期と工期末の平準化が図られることとなり、施工業者の確保や事務作業の分散化を図るものでございます。

なお、債務負担行為の期間は、工事規模に応じて、令和3年度及び令和4年度までに設定をしております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 渡邊議員。

○6番（渡邊明子議員） 再質問をさせていただきます。

1点目につきまして、平成31年度予算では、車両賃貸料は594万3,000円、行政財産目的外使用料は837万5,000円でした。その減額の理由をお示してください。

2点目、ほかに遊休地はありますでしょうか。ある場合は、その遊休地の利用や売却を考えるべきと思いますが、ご見解をお聞かせください。

3点目、国土交通省では、災害時、地域の守り手である建設業者の確保や、建設業における働き方改革のために、公共事業の平準化をするための施策は示されました。先ほどお答えにもありましたが、ゼロ債務負担行為の活用もその1つであります。前年度に入札契約することにより、年度末に集中する工期を新年度早々に工事着工を可能にし、人員の確保や資材の確保をより計画的にスムーズに行うことが可能とするものであります。今後も、公共事業の平準化のための施策を積極的に取り入れるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 渡邊議員の再質疑に対する答弁者、小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 再質問につきましても、1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の賃貸料のほうでございますけれども、多くを占める車両の賃貸料の算出方法に影響してございまして、この算出方法につきましては、減価償却費相当額に任意保険料を加算した額となっております。したがって、主な増減理由といたしましては、取得価格が高額だった3トンダンプが耐用年数を経過したことで、それから任意保険料が下がったことが要因でございます。

それから、行政財産目的外使用料の多くを占める庁舎の使用料についてでございますが、こちら、当該建物面積に対する使用面積の割合に乗じて得た額を規定されておまして、別館の庁舎のサービス協会の職員と、それから企業団職員の割合を基に算出をしておまして、主な増減理由といたしましては、別館の庁舎に勤務するサービス協会の職員と、それから企業団職員の比率が変わったことが要因となっております。

それから、遊休地についてでございますが、平成30年度末の時点になりますが、遊休地は22か所施設がございます。処分計画につきましては、令和2年度までで一旦終了をいたしますが、現在不要となっている遊休地の多くは、各市町の水道事業から引き継いだ耐震性のない配水場、また、深井戸やポンプ場などございまして、地下に水槽や井戸が埋設され

ていたり、土地の形状がいびつで少し狭いことなどから、利活用ですとか売却条件としては厳しい部分がございますが、今後におきましても、できるところから処分に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（月岡修一議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。

私のほうからは、再質問３点目についてお答えさせていただきます。

公共工事の平準化のための施策につきましては、議員が申されたとおり、平成３０年５月に国土交通省から示されました地方公共団体における平準化の取組事例についてを参考に、債務負担行為及びゼロ債務負担行為の活用のほか、柔軟な工期設定及び積算の前倒しなどの取組についても調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、６番、渡邊明子議員の質疑を終わります。

続きまして、２番、林 ゆきひろ議員。

○２番（林 ゆきひろ議員） ２番、林 ゆきひろ。

議長のお許しをいただきましたので、議案第３号 令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、質問をさせていただきます。

当初予算の資料の３ページ目、第１次水道施設整備計画の推進の主な事業について、管路耐震化事業と老朽管路の更新事業ですが、今年度の平成３１年度愛知中部水道企業団水道事業会計の当初予算と比較してみますと、管路の耐震化事業は、今年度予算では１３億８,５０４万円、今回の来年度の令和２年度の予算では７億９,６０４万円と、約６億円の減、そして、老朽管路更新事業も、今年度の予算では１０億７,６７２万円でしたが、来年度の令和２年度の予算では９億５,８４６万円と、約１億円の減と大幅な削減となっております。この理由についてお聞かせください。

また、第１次水道施設整備計画の位置図を見ますと、配水場の近くの主要管路が非耐震適合管となっている箇所が幾つか見られます。この状態では、大きな地震があった際に配水場まで水が届かないということになります。この状態では問題はないのでしょうか。なぜこのような箇所が数か所見られるのか、お聞かせください。

それから２点目、当初予算の資料の５ページ目、持続可能な水環境づくりの主な事業についてですが、水道事業に関わる環境負荷削減事業で１,９６４万円、太陽光設備、電気自動車

充電器設備の導入、電気自動車外部給電器購入というふうにあります。それぞれの内訳と、それに対して削減できる費用をお聞かせください。

また、本事業について、環境計画の取組であります地球温暖化対策の推進の太陽光発電設備の導入、そして環境に配慮した行動のクリーンエネルギー自動車、低燃費自動車の導入、これに基づいて実施する事業だというふうに認識しておりますが、これまでの目標に対する成果、そして、今回来年度に取り組む事業でどの程度の効果を見込んでいるのかお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質疑に対する答弁者、高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、1項目めの第1次水道施設整備計画の推進についてお答えさせていただきます。

初めに、管路耐震化事業及び老朽管路更新事業が昨年度の予算より大幅に減っている主な理由でございますが、管路耐震化事業では、三ヶ峯幹線送水管布設替工事その2（県補）H29からH32の債務負担工事におきまして、工事の進捗により、年度別の事業費の平成31年度が最も多くなり、令和2年度は、既設管への接続配管、付帯工のみとなり、事業費が少なくなったためでございます。

また、老朽管路更新事業では、平成31年度は、当初計画路線に加えて漏水多発路線の管路の更新を約1億円追加して実施したためでございます。

次に、配水場近くの非耐震適合管についてでございますが、布設替えなどの耐震化対策を図る必要はあると認識しておりますが、配水場近くは、流入管、流出管など、ほかの占用物も含め複数の管が埋設されているため、施工方法や水運用を慎重に検討し、次期水道施設整備計画の中で計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。お答えさせていただきます。

2項目めの環境負荷削減事業についてでございますが、初めにこの事業費の内訳でございますが、約18キロワットアワーの発電容量を持つ太陽光発電設備2基等の設置に1,256万円、それから電気自動車2台の購入に708万円の、総額1,964万円でございます。

また、この事業における効果といたしましては、太陽光発電によりまして、電気料金を、

20年間の合計でございますけれども、約830万円の削減を見込んでおりますが、自動車につきましては、車両の購入費の増、また燃料費の減などを含めてでございますが、10年間の維持につきましては約330万円の増を見込んでおります。

本事業につきましては、買替え予定のガソリン車2台を電気自動車2台に切り替え、充電設備の導入によりまして、長期の電源喪失時に太陽光パネルから直接電気自動車に充電をし、非常用蓄電池といたしまして庁舎で利用するもので、環境対策と、また併せて危機管理対策への取組としても行うものでございます。

次に、環境計画の現状の成果についてお答えさせていただきます。

この環境計画につきましては、愛知中部水道企業団環境計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間として策定されております。現在は、上半期5年間の実施計画を実施しております。そのうち地球温暖化対策の推進、電力使用の削減の部分といたしましては、平成26年度の電気使用料を基準に、令和元年度までに18万540キロワットアワー削減することが目標となっておりますが、直近の実績であります平成30年度末の時点における電気使用量の削減量は、111万171キロワットアワーと大きく削減する結果となっております。

この要因といたしましては、水道施設の統廃合ですとか、また自己水源である深井戸の水質悪化による停止と、さらには、上半期に予定がなかった井戸について停止したことによるものでございます。

また、環境に配慮した行動の低燃費自動車の導入についてでございますが、こちらは、目標値が令和元年度の目標といたしまして19.5%にする目標が立っておりましたが、平成30年度末で58.33%となっているところでございます。こちらにつきましては、公用車の買替え時に、軽四自動車ですとか、あとハイブリッド車を導入したのが主な要因となっております。

また、環境計画では電力のほかに再生可能エネルギーの取組も計上されておまして、本計画に基づき、令和2年度におきまして、太陽光発電設備と電気自動車2台の導入をするものでございます。

この事業における削減効果につきましては、まず太陽光発電設備においては、電力使用量が年間約2万800キロワットアワー、CO₂に換算いたしますと1万88キログラム削減できる見込みとなっております。また、自動車に関しましては、買替え予定のガソリン車2台の実績を基に換算いたしますと、電気自動車の発電に係るCO₂を除きまして、1年当たり7

0.3キログラムのCO₂削減となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、再質問をさせていただきます。

予算全体を見てみますと、給水人口の増加により給水収益は増加しているようです。しかし、管路の耐震化事業と老朽管路の更新事業について、まだまだ課題があるように感じます。先ほどの企業長のご挨拶の中でも、耐用年数を超えている管が、企業団の区域の中で、全体で約24%程度あるというようなお話がありました。予算書を見ますと、無効水量もまだ6%程度あります。老朽管路についてもまだまだ課題があるように感じます。

管路の耐震の適合率も、今年度末の見込みでは、基幹管路で70.9%、全管路を見ますとまだ27.7%程度です。さらに、配水場の近くでまだ非耐震適合管となっている箇所があり、耐震化対策を図る必要があるということです。大きな地震が起こった際には、配水場に届かないという事態も考えられます。

水道は市民の生命線です。管路の老朽化についても、これから待たないで進んでいきます。企業団にとっては、管路の耐震化、老朽管路の更新は前倒しが使命だと考えます。来年度、前倒しで管路の耐震化、老朽管路の更新を進めていくお考えはないでしょうか。

2点目、環境負荷削減事業についてです。

今回、太陽光発電の耐用年数の20年間で考えますと、太陽光設備に1,256万円、そして、車両購入費と燃料費の削減を含めた維持費で20年間で660万円の増、ただし、電気料金で20年間で830万円の削減ということです。通常の車両を購入したときと比較しますと、費用として約1,000万円増えるというふうにご説明をいただきました。

以前の議会で、小水力発電についての質問がありましたが、配水場に設置する小水力発電も環境負荷削減に大きく貢献するものだと考えます。その当時は、設置スペースの問題で難しいというご回答でしたが、設置スペースを新たに購入して行う場合と、今回の太陽光設備の導入との費用対効果での比較検討はされたのでしょうか。

また、環境計画の目標値は大幅に達成しているということのご回答でしたので、それについては大変素晴らしいことであるというふうに評価いたします。次期の令和2年度から令和6年度までの下半期の5年間の環境計画では、さらに高い目標に修正していくということは考えられないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。

私のほうからは、1項目めの再質問についてお答えさせていただきます。

来年度、前倒しで管路の耐震化、老朽管路の更新を進めていくことは検討できないかについてでございますが、議員ご指摘のとおり、前倒しの必要性については認識しておりますが、令和2年度は第1次水道施設整備計画の最終年度となるとともに、事業量が増加となる令和3年度からの次期計画の発注準備の年となることから、令和2年度における前倒しについては難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

それでは、2項目めの再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の水力発電についてでございますが、これまでの小水力発電の検討状況についてお話しさせていただきたいと思います。

これは、平成27年度に環境省から、全国の水道事業体が保有する水道施設において、小水力発電設備の設置についてポテンシャルがある施設が公表されまして、当企業団では4か所あるという公表となっておりました。その際、これらの施設について調査をした結果、設置場所のスペースの問題ですとか、また水運用の問題等から不可能であるというふうに判断した経緯がございます。それ以降、議員のご指摘もありましたように、新たなスペースを確保するという点については検討しておりません。

その後、次期の水道施設整備計画の策定に当たりまして、現在実施している三ヶ峯幹線の耐震化工事に伴いまして、改修が予定されている三ヶ峯幹線減圧弁室の設置を検討いたしましたが、こちらも費用対効果の関係から設置しないことと判断したところでございます。

なお、今回の事業につきましては、平成27年度に策定した環境計画の取組に基づくものでございまして、小水力発電との比較検討はしていないというところでございます。

2点目の、環境計画の今後の目標についてでございますが、まず電気使用量の削減につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、上半期5年間で電気使用量の多い水道施設の統廃合や廃止がございましたが、下半期は、電気使用量の多い水道施設の廃止計画はないことから、目標といたしましては、令和6年度末までに、平成30年度末の実績から全体で2%、延べ5万キロワットアワーの削減を目標としております。

また、低燃費自動車の導入についてでございますが、こちらも令和6年度末までに70%を目標としております。

今後も、水道施設の効率的な運用、運転、また規模の適正化を図ってまいりたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 議案第3号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

討論としますが、管路耐震化事業と老朽管路更新事業について、来年度に前倒しをしていくということは、来年度は準備の期間ということで難しいということでしたが、ぜひ第2次水道施設整備計画の中で、給水収益の増加なども考慮し財源確保を考え、早めに事業を進める計画を立てていただきますようお願いしまして、賛成といたします。

以上です。

○議長（月岡修一議員） ほかに賛成討論はございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご議決いただき、誠にありがとうございました。

今後におきましても、さらなる経費の節減と合理化に努め、効率的な事業運営を推進していくとともに、本企業団の使命であります安全で安心な水を安定的に供給し、地域の皆さまが安心して毎日を暮らしていただけるよう、職員が一丸となり令和2年度の事業執行に当たってまいります。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げるとともに、先ほども貴重なご意見をいただきましたので、真摯に受け止め、今後さらなる取組を充実していきたいというふうに思っております。

皆さま方のさらなるご活躍をお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（月岡修一議員） 本日は大変慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時49分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年 2月 19日

議 長 月 岡 修 一

署 名 議 員 渡 邊 明 子

署 名 議 員 広 瀬 裕 久